

寫

昭和十八年二月五日

重要産業協議會

事務局長 帆 足

計

田中龍史調査官 殿

冠省 陳者先般企畫院田中調査官殿より御依頼有之候機械生産狀況に
つき別記要領に依り御調査相成度此段御願申上候
尙時局下御繁忙中洵に恐縮に候得共來る二月十五日迄に御回答被下度
願上候

記

敬 具

機械用資材入手狀況調査要領

一、調査範圍

- (1) 機械用鐵製品入手狀況
- (2) 機械用非鐵入手狀況

1235

(8) 機械用調査材料手状況

一、調査対象機器

貴統制會（統制機内）取扱品目全般に亘る。且、別表には一々品目毎に御記入に及ばず、重要機械製造事業法適用品目勅令分類によつて、各別に資材入手状況を御記入のこと

一、調査対象時期

十七年度第一、第二、第三四半期

一、調査対象

調査に及ぶる調査とは、物動で決定されたもの調査を基準とし、その他、資材の所要量を指す

一、調査対象資材

(1) 鐵鋼等を鐵鋼二次製品にして、釘、針金、亜鉛鐵板、ワイヤ

ロープ、熔接棒等

(2) 非鐵金屬（銅、アルミ

(3) 調査材料取扱調査材中主なる直接資材

重要産業統制團體協議會